

物品名称・事業名称		形状・寸法・規格等	数量(単位)
1	手掛け金庫	W360×D255×H155mm A4サイズ、ダイヤル錠、シリンダー錠付き 参考品番：アイリスオーヤマ IR-SBX-A4	(個) 1
2	ハーネス用0Aタップ	コンセント8個口 ケーブル5m 抜け止めアース 参考品番：パナソニック WFA6658HG	(個) 8
3	延長コード	コンセント3個口 ケーブル10m 定格電力1500W 定格電圧125V 定格電流15A 参考品番：ELPA LPT-310N(W)	(本) 2
4	救急セット	参考品番：オオサキメディカル T952	(個) 1
5	呼び出し用ベル	スチール製、シルバー 直径8.5cm、高さ5cm程度 参考品番：シンビ TK-25	(個) 1
6	紙製ファイルボックス	W315×H241mm 組み立て式 参考品番：モノタロウ A4ナチュラル	(個) 250
7	壁掛け時計	W324×D52×H324mm 電波受信機能を有していること 乾電池により稼働すること 参考品番：カシオ計算機 IQ-1005J-8JF	(個) 2
8	メールバック (A4)	26×37×1.5 A4サイズの内紙が入ること ファスナがついていること 宛名書きカード用のポケットがついていること 参考品番：サクラクレパス UMM-01-49	(個) 50
9	ラベルシール	A4判 18面 参考品番：A-ONE 28185	(バック) 1
10	自転車	サイズ：26インチ 色：不問 スタンド：両立スタンド 変速：指定なし ライト：ダイナモライト カギ：後輪リング錠 バスケット：メッシュタイプ ・荷台付き ・一般社団法人自転車協会が発行するBAAマーク制度における自転車安全基準に適合していること ・防犯登録を行うこと 登録に必要な一切の費用は受注者の負担とする 登録名義は「大阪市福祉局生活福祉部保護課」とすること	(個) 1
11	シャープペン	芯径0.5mm 消しゴム付き 参考品番：ゼブラ KRM-100-BK	(本) 6
12	シャープペン芯 (40本入り)	芯径0.5mm 硬度HB 参考品番：ぺんてる C285-HB	(個) 6
13	黒ボールペン	ボール径0.5mm 参考品番：三菱鉛筆 SXN15005	(本) 10
14	赤ボールペン	ボール径0.5mm 参考品番：三菱鉛筆 SXN15005	(本) 10

物品名称・事業名称		形状・寸法・規格等	数量(単位)
15	消しゴム (10個入り)	W43×H18×D13mm 参考品番: プラス ER-060AN-10P	(個) 1
16	蛍光マーカー (10本入り)	色: 黄 参考品番: トンボ鉛筆 WA-SC91	(個) 1
17	ものさし (30cm)	参考品番: スマートバリュー B333J	(本) 6
18	付箋 (10冊入り)	75×75mm 色: 黄 参考品番: スリーエムジャパン 6941SS	(個) 1
19	付箋 (5冊入り)	50×15mm 色: 黄 参考品番: スリーエムジャパン 700SS	(個) 1
20	液状のり	容量50ml 参考品番: ヤマト E-NA-150	(本) 6
21	輪ゴム	折径60×切幅1.1mm 内径38mm 680本入り 参考品番: 共和 GG-011	(個) 1
22	穴あけパンチ	W180×D319×H153mm 最大穿孔能力200枚以上 両サイドゲージ付 参考品番: プラス PU-220	(台) 1
23	レタートレイ	W255×D357×H70mm 参考品番: ライツ 5227-10-35	(個) 6
24	折り畳みコンテナ	組み立て時W366×D530×H325mm 折り畳み時W366×D530×H86mm 容量50L 非透明 参考品番: ジョイントテックス L51510BL-J	(個) 1
25	ゴミ袋 (200枚入り)	容量90L 半透明 参考品番: スマートバリュー N209J-90P	(個) 1
26	ゴミ箱	容量60L W325×D480×H650mm	(個) 1
27	傘立て	収納本数12本程度 参考品番: 山崎実業 07929	(個) 1
28	テレフォンアーム	W200×D338×H457mm 適応電話機幅130~220mm 参考品番: セキセイ TA002	(個) 1
29	ホッチキス針 No. 10	マックス ホッチキス針 No. 10-1M/AS2 1ケース (20箱入) オリジナル	(ケース) 1

物品名称・事業名称		形状・寸法・規格等	数量(単位)
30	ホッチキス本体	マックス ホッチキス HD-10NX ブルー	(個) 2
31	セロテープカッター	ニチバン セロテープ 大巻ハンドカッター まっすぐ切れるタイプ TC-18EC	(個) 1
32	セロテープ	ニチバン セロテープ 18mm×35m CT-18 1個	(巻) 2
33	養生テープ	【養生テープ】 フィルムクロステープ 養生用 半透明 幅50mm×長さ25m 1840-50 ニチバン 1巻	(巻) 2
34	布粘着テープ	【ガムテープ】 布粘着テープ No.121 0.21mm厚 黄土 幅50mm×長さ25m ニチバン 1セット (5巻入)	(セット) 1

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。